

平成23年度第2回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成23年(2011年)9月5日(月)13時30分～16時00分

場 所 県庁新館 7階 大会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)パロー栗東店」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)パロー守山店」の新設届出に係る審議について

(3) 「ホームセンターコーナン草津店」の変更届出に係る審議について

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを経ない届出について

3 その他

出席委員：小川委員、小野委員、恩地委員、金谷委員、鐘井委員、中委員、八軒委員
(五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、田中参事、吉野主幹、
小島主事

[議事概要]

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

○事務局：「(仮称)パロー栗東店」、「(仮称)パロー守山店」、「ホームセンターコーナン草津店」の届出について事務局資料に基づき説明

○会長：そうしましたら、ここまでの説明で、委員の皆様から質問等はございますでしょうか。

何か意見がございますでしょうか。

ないようですので、次は事業者さんに説明をお願いしたいと思います。

それでは、(仮称)パロー栗東店・パロー守山店、2つとも同じ設置者ですが、建物設置者である株式会社パロー様から説明を願いたいと思います。

それでは、入室をお願いしたいと思います。

建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)パロー栗東店」の新設届出について

○会長：本日、お疲れさまです。

まず、(仮称)パロー栗東店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○設置者：本日はお忙しい中、お時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、栗東の説明をさせていただきます。

まず、立地状況等の簡単な説明をさせていただきます。図面番号P-3を見ていただきながらお聞き願えればと思いますが、パロー栗東店につきましては、栗東市苅原宇下町に今年の10月に開店の予定をいたしております。周辺の用途地域は第二種住居地域でございます、市道の小柿苅原線及び市道の北浦団地10号線に面しております。

2番目に、交通対策についての話ですが、来店車両は基本的に東側の市道を使いまして来店という形になります。それで、東側の市道に2カ所の出入り口を設けております。そして、来客の車両につきましては、基本的に東側の市道からの来店ということがほとんどになるかと思っております。

それと、北側の出入口②というのがございます。図面番号P-4の図面の右側の出口ですが、こちらにつきましては隣が保育園の敷地となっておりますので、話し合いによりまして、できるだけ保育園の出入口から離してくれるようにという要望が出ておりましたので、そういう設計にさせていただいております。

この出入口①、②につきましては、道路からの右・左折の入出場計画をいたしております。右折入場につきましては、交通量調査を2カ所行っておりますが、その結果を踏まえて、市、草津警察、それから県警本部と事前に協議を行って設定をさせていただきました。

我々としましては、店舗の規模が小さく来店車台数が少ないということから、交通処理可能と考えておりますが、右折入場による交通渋滞の心配につきましては地元の説明会でもちょうだいしております。それで、オープン後しばらくの間は交通整理員を配置しまして、状況の確認をした上で、その後の対応を検討していきたいと考えております。

それから、南側の出入口、図面でいきますと左上になりますが、③の出入口につま

しては、近隣の方の利便性のための出入口というふうには考えておりましたが、地元の方からの要望で、オープン時、繁忙時を中心とした利用だけにしておくというお話がございましたので、平常時については閉鎖をする形で考えていきたいと思っております。

それ以外としまして、東側の市道のところに歩道がございます。その歩道につきましては幅員が1.4メートルでございますが、こちらについてはパローの自主工事で整備をさせていただいて、市のほうに寄附するという形で協力をさせていただいております。

3番目としまして、騒音対策でございます。室外機等につきましては、低騒音型の最新の機器を導入いたしております。そして、大部分を屋上、屋根の上の中央部分に配置することで騒音の低減化を図りたいと考えております。

それから、騒音予測結果としましては、昼間、夜間の等価騒音レベルの結果及び夜間の騒音レベルの最大値、両方とも基準値をクリアいたしております。

4番目に、防犯対策でございますが、この店舗につきましては保育園の隣接地ということでございますので、保育園側との協議を何度かさせていただいて、次の対策を実施することといたしました。

まず、保育園側の境界フェンスです。こちらにつきましては2メートルのメッシュフェンスにさせていただいて、忍び返しと言いまして、パロー側のほうにフェンスの上部の部分を折り返すような形で、不審者が保育園のほうに入り込まない対策をとらせていただいております。

あと、フェンスのすぐ横に緑地を設けまして木を植えることで、スーパー側から園内が容易に見えないようにしてほしいという要望がございましたので、そういう形の対応もとらせていただいております。

また、敷地境界付近及び駐輪場につきましては、防犯カメラを設置いたしまして、防犯に努めていきたいと考えております。

それから、夜間の照明につきましては、店舗の駐車場に加えまして、保育園の駐車場もある程度照らせるものということで計画をいたしております。

最後に景観対策、緑化対策でございます。駐車場の周辺には緑地の設置を計画いたしております。また、建物につきましては、できる限り建物の高さを抑えることで保育園の日照に対する配慮をいたしております。保育園とも何度か打合会をさせていただきまして、当社の建物を、保育園側の建物の高さより少し低くするというような対策で、で

きる限り日が当たることを考えていきたいということで、少し建物の形も変更するという配慮をさせていただきました。

以上、栗東につきましての説明でございます。

○会長：ありがとうございました。まずはパロー栗東店の説明をしていただきました。

それでは、パロー栗東店に関する質問をお願いしたいと思います。質問はすべてこの場でお願いするということになります。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：保育園が隣接するというので、今まで何度か協議されてきたことなので既に解決済みかもしれないですが、保育園というのはお昼過ぎぐらいに園児が昼寝すると思うんですね。ですから、言ってみると、保育園にとってはその時間帯が夜間の扱いになるかと思うんですけども、例えば車とか店の音とかで静かにしてくれとか、そういう話はありませんでしたか。

○設置者：特に工事の中で言われまして、13時から15時が昼寝の時間ということで、それで13時から14時を（工事の）休憩時間にしまして、14時から15時を音の出ない形でやることで対応させていただきました。

それで、オープンに関しましても、店のほうは基本的に外の音というのは一切出さない形にさせていただきますし、時間帯的にもスーパーとしては一番お客様が少ないときになりますので、そういった音に関しては、よっぽどいいのではないかなと考えております。また、保育園側のほうから何か話がありましたら、対応はしていきたいと考えております。

○委員：わかりました。

○会長：ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：交通の面で、出入口③は、今のお話ですと、オープン時や繁忙期のみというふうにお伺いしたんですけども、③から右折した先が住宅地で、その先がどうなっているのか地図だけではよくわからなかったんですが、JR（側）の路線につながっていないのであれば、それほど通過交通はないと思うんですが、③の出入口をあけたときに、なるべく住宅地側に通過交通が行かない対策というか、誘導等何かされるのかどうかという話。

あと、これはご説明の中にもあったかもしれませんが、②の保育園側の出入口は保育園から少し離れた形につながっているんですが、保育園の前のところに横断歩道がありまして、ここに出入口があると、右折の入庫待ちのときに横断歩道への影響が少しあるかなという気がしたんです。例えば保育園の行き帰り等で横断歩道を使う方も多いんじゃないかと思うんですが、そのあたりの対策等、もし何かあれば教えてください。

○設置者：まず、出入口③の団地側への配慮、車の流し方ということでございますけども、先ほど申しましたように、北浦団地のほうから要望の出た内容で、私どもとしましても常時開放することはやめようということで、必ずここに整理員をつけて開放するという形にさせていただく予定でございます。

その整理員で、北浦団地のほうに車が出ていこうとした場合には、「通行できませんよ」という形にさせていただきますけども、地元の方がお買い物に見えてそちらへ帰りたいという場合には、その場で運転手の方のお話をお聞きしながら通してあげるといった形はとりますけども、基本的にはすべて左折で帰すという形の対応をとらせていただこうと考えております。

あと、もう一点、横断歩道のところでございますけども、こちらが非常に混雑をするのは特にオープン的时候がポイントになるかと思います。車が渋滞してここまで列が並んで、車の中から横断歩道を渡られる方が発生するのは、多分そのときが一番多いかと思います。

当然、そのときには整理員をきちっとつけてまして、横断歩道の手前で必ず停車していただくような指導もしっかりさせていただくということで対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長：ほかに、ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：商品の搬入口は、出入り口③になるんですか。

○設置者：南側の。

○委員：出入口③ですよ。ですから、それ以外からは搬入されないということですか。

○設置者：東側の2カ所あるうちの南側、出入口①から商品の搬入を。

○委員：出入口①から商品を搬入されると。どういう時間帯なんですか。保育園の並びですから、時間帯の予定とか。

○設置者：バローの場合、滋賀県に何店舗も出店させていただいていますので、同じ考え方でございますけども、大垣の物流センターから納品車は来ます。ですので、ほかのスーパーさんと違うところは、問屋さんなりメーカーさんなりが直接持ち込んでくるのではなくて、物流センターにすべて納品して、そこから私どもの直営トラックを使って納品してくる形をとらせていただくとつもりでおります。

基本的には、出入口①から入場いたしまして、奥の荷捌き（施設）まで入って、荷捌きを行って、また①から出ていくという計画をいたしております。

○委員：では、幼稚園の方の行き来される時間帯がありますよね。それとの関係はどうなんでしょうか。通園時間というか。

○設置者：通園時間の朝7時台というところで、2台ぐらい入る予定はあるのですが、保育園ですから、ほとんどの方は父兄の方が送ってみえる。園児がお一人で歩かれるというのは保育園の場合はほとんどないです。

幼稚園だったり小学校だったりすると、そういう問題が発生するんですけども、保育園は、見ている限りでは、ほとんど保護者の方が車で送ってみえるという形になっておりますので、前の道路の交錯はほとんどないかと思っております。

○会長：ちょっと関連して、保育園の利用時間帯というのは、朝何時から晩何時ごろまでになっているんですか。

○設置者：通常ですと、朝7時くらいから園児さんの受け付けという形をとられてみえると思います。夜は、帰られる時間が19時とか20時とかですので、その時間帯ぐらいまでは保護者の方がお迎えにみえるような形かと思っております。

○会長：20時ぐらいまでで終わりになりますか。

○設置者：はい。

○会長：ありがとうございます。

よろしいですか。

○委員：すべての保育園がそうか、どうかかわからないけれども、私の近所の保育園だと、園児さんがお散歩をされるんですね。そのときに、敷地の中から出てこられるんじゃないかと思うので、出入口②のところ、そのあたりまではお散歩で来られると。

もちろん保母さんというか、そういう方がついてこられると思うんですが、安全上できたら、そのところは園児さんが出てこられるときというわけにいかないと思うので、

整理員さんが常におられたらどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○設置者：保育園さんと今まで何度かお話をさせていただいている中で、特にそういうのは出ておりませんが、審議委員の先生からそういうご指摘がございましたので、一度保育園さんと、私どもの対応をどうしたらいいのか、お話し合いをさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員：パローさんは滋賀県内のあちこちで店舗を新設されて、業績を伸ばしておられることは大変結構なことだと思います。しかし、私が今日お聞きしたいのは、日本チェーンストア協会の会員でもいらっしゃいます株式会社パローさんが地域のまちづくりとか地域貢献といったことに、どのような方針で取り組んでおられるのかということについてお聞きしたいと思います。

と申しますのは、昨年の8月の審議会におきましても、大津真野ショッピングセンターについて地元の商工会にご入会いただきたい、地域貢献をしていただきたいという願いをしております。そして、そのときにはよいお返事をいただいていると思っておりますが、しかし、昨年の秋、開店されまして、残念ながら、まだご入会をいただいております。

平成18年に日本チェーンストア協会から出しておられる「地域事業者等との連携・協働のためのガイドライン」にもありますように、地域で商業を営む事業者といった立場から地域の向上を図る役割があるのですから、まちづくりへの協力ということで今回の栗東店、これから説明もごさいます守山店につきましても、またさきに出店しておられる店につきましても、ぜひ地元の商工団体への加入についてご協力いただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○設置者：今のご質問でございますけれども、まず、商工会議所という形での入会につきましては、私ども全国110店舗、パローとしては営業がございまして、いろいろ地域の差はありますが、基本的には商工会議所の入会というのは余りいたしていません。

これも過去、今おっしゃいますように、入会をした地域もありますけれども、それ以後、商工会議所さんから、私どもとしてメリットが本当にあるのかなのかというところが社内で論議を呼びまして、基本的にはほとんどのエリアで商工会議所の会員になっておられない部分が多いです。

ただし、地域貢献ということに関しまして、当然のことながら、私どものお店の立地

している自治会さん、地域のお祭りがあつたり、あるいはいろんな行事があつたりというようなところにつきましては、お店の単位ではございますけども、自治会への入会であつてみたり、あるいはそういったイベントへの協力であつてみたりという形で協力をさせていただいているということがほとんどでございます。これが一つでございます。

もう一つは、地域貢献という内容のもと、特に雇用の確保ということで、私どもにおいても1店舗出店するにつきまして、社員は10人程度、あとはパートさん、あるいはアルバイトということで、特に地元からの採用、協力という形式をとらせていただいております。

こういったところが、私どもの考えておる内容でございます。

それ以外には、当然市のほうからのご指導等がございまして、緑地についての対応であつてみたり、あるいは景観に対しての対応であつてみたり、まちづくりという部分でございますけども、こういったところについて指導に基づきながら、対応させていただいている状況でございますので、ひとつご理解をよろしくお願いします。

○委員：今、お返事をいただきましたけれども、例えば管内の事業者数に対して、どれだけの商工会員がいるかという割合、組織率と言うんですけれども、そういうのが低下すると、行政からの補助金を初めとする支援も組織率に比例して低下してきますので、ぜひ考え直していただいて加入していただきたいと思います。

一緒に事業に参加していただくとか、そういうことはなかなか難しいと思うんですけれども、とりあえず商工会とか商工会議所に入会していただくことが、また地域の商業者にとってはありがたいことなので、もう一度考え直していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長：はい。

ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

ほかにご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(2) 「(仮称)パロー守山店」の新設届出について

○会長：ないようでしたら、引き続き、(仮称)パロー守山店の新設届出について、周辺地域の生活環境への配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いいたします。

○設置者：それでは、守山店の説明をさせていただきます。

まず、立地の状況でございますけども、パロー守山店につきましては、守山市浮気町字中ノ町というところでございます。今年の10月に開店を予定いたしております。以前は、関西テレビさんの住宅展示場があった場所でございます。周辺の用途地域につきましては、商業地域となっており、一部、第一種住居地域となっております。

2番目の交通対策でございます。図面番号P-3、あるいはP-4でご説明をいたしますので、参考にいただければと思います。まず、メインの出入口につきましては、図面の東西南北でいくと西側でございます。西側の市道からということで、市道守山駅東口3号線という名前がついていますが、こちらからの出入口をメインとして考えていきたいと思っております。

その出入り口①で、店舗南の角の交差点を經由して入場をしていただくということで、前面の道路から右折で入っていただくという計画でございます。

出入口①が面する市道は、この左側の突き当たりが消えておりますけども、こちらは線路がありまして行き止まりという形でございますので、奥が狭くなっているということでほとんど交通量がない道路でございます。右折入場につきましては問題ないというふうに現在は考えております。

それから、こちらについては来客車両の引き込みをよくするような車路の設計にさせていただきました。出入口から入って、センターラインをつけた通路を設けまして、入口のところで車がとまるという形をできるだけ避けるように、奥へ引き込めるような形で考えていきたいという設計にさせていただいております。

それから、東側の入口②につきましては、私ども当初は出入口として考えておりましたが、ちょうど図面の真ん中に水路が走っております。その水路の少し下、図面でいきますと下になるんですけども、ここの道路幅員がちょっと狭いということもございますので、こちらの考え方を配慮いたしまして、市と協議をした結果、入口専用という形で、車の出口を設定しない形で計画をいたしました。

なお、駅前の立地ですので当初は各出入口に発券機をつける予定でしたけども、車両がスムーズに入場できる形をとるということで、発券機の設置はなしということにさせていただきます。

それから、前面の市道につきましては、前面というのは図面でいくと東側でございますけども、敷地の一部を提供いたしまして1.5メートルの歩道を設ける形で、歩行者

が安全に通行できるようにという考え方にさせていただいております。

また、スーパーマーケットとドラッグの棟、2棟ございますが、この間のところに出口専用を1つ設けました。出口が1カ所ではつらいということで、出口③を設定させていただいて、そちらのほうから帰っていただく形で考えております。出入口①への退出車両の集中を避けるというのが、今回の基本的な考え方でございます。

それから、店舗東の岡町の交差点、図面でいきますと、右側の道路を上がっていきますと、県道とぶつかる交差点がございます。この岡町の交差点につきましては、開店後、平日の夕方のピーク時に交通の容量比が0.9という高い値を示しております。そして、こちらが混むということもございますので、私どもとしましては、オープン後実際に混雑するようであれば、青色の信号現示の時間調整を検討していただけるというお話を、守山署の担当官のほうからお聞きしておりますので、そちらとまたお話をさせていただいて、対策を考えていきたいと考えております。

次に、騒音対策でございます。室外機につきましては、先ほどの栗東店と同じように、最新型の低騒音機器を導入いたしまして、大部分を屋根の中央部分に設置するという計画をいたしております。

また、Aの荷捌き施設、これはスーパーマーケットの荷捌き施設で、図面番号P-4でいきますと、上のところに網かけのハッチがしてございますが、この荷捌き施設は住宅が近いために、半屋内化し騒音の低減を図りたいということです。会社は違うんですけども、新店舗が今年オープンしたんですが、そこのお店でも対策をさせていただいたように、ALCの壁を住宅側のほうに立てまして、上は開放型になっておりますけども、6.2メートルの壁を立てるという形で住宅側に対する騒音対策にさせていただきたいと考えております。その結果、昼間と夜間の等価騒音レベル及び夜間の騒音レベルの最大値、両方とも基準値をクリアいたしております。

4番目、防犯対策につきましては、店舗の各所、店内の各所及び駐輪場のところには防犯カメラを設置いたしまして、防犯に努めてまいります。それ以外、「大規模小売店舗に関する防犯上の指針」というのが滋賀県の場合でございますので、こちらに掲げられた事項について積極的に取り組んでまいります。

5番目、景観対策、緑化対策につきましては、駐車場周辺には緑地の設置を計画いたしております。また、スーパーマーケットの西側の住宅の日照、それから騒音に配慮い

たしまして、スーパーマーケット棟と住宅の間のスペースをできる限り広くとるという配置計画にさせていただいております。図面でいきますと、スーパーマーケットの左側に住宅がございますので、この間に緩衝帯のような緑地を広く設けるということで計画をいたしております。

計画につきましては、以上の説明でございます。

○会長：ありがとうございました。

この件につきまして、皆さんのほうからご意見ありませんでしょうか。質問はこの限りということでお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員：出入口ですけど、実質的に出入口①が出入りできると。もう一つ、入口専用と出口専用となっているんですけども、見ていて集中しそうなイメージがあるんですね。特にオープンするときなんか交通の渋滞が起こるんじゃないかという懸念があるんです。

整理員とか臨時駐車場とかのことをしないと停滞するような、岡町から入ってこられる方は2番目の駐車場がわかりにくいですね、図面で見ていると。

その辺はどうお考えですか。

○設置者：このお店がオープンするときが一番の混雑が発生する可能性があるわけですが、私どもとしましては、岡町の交差点以外に、浮気町の交差点あるいは南側の交差点等を含めて、広域的に整理員を30人から40人ぐらいの人数を配置して、マンパワーで誘導していきたいと考えております。

特に岡町の交差点につきましては、先ほど説明をさせていただきましたけども、非常に交通量の多い交差点でございますので、私どもは2週間前には警備会社のほうから所轄さんのほうにお伺いをして、警備計画書を出させていただき、どういう誘導をしたら混雑なく回せられるかというような相談もさせていただいて、進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○設置者：対策の補足ですけども、基本的にメインは出入口①ですから、ここに車両が集中するというご心配があるということで、県警さんからもご指摘いただきまして、先ほど申したように、出入口の前の車両を奥までずっと真っすぐ行けるようにすることによって、また混んだときも、出入口①の前の市道守山駅東口3号線はほとんど交通量がないものですから、右折ですっすつと入ることができると。

それで、車列を奥のほうにずうっと並べまして、公道上に車列ができないようにするというのがメインの対策です。交通整理員も、もちろんオープン時は万全の対策で設置すると。

あと、所轄さんのご指導ですけども、図面P-3を見ていただきまして、東・西のほうからやってきた車ですけども、店舗前面の道路が混むようでしたら、一本南といいますか、南西に浮気南という交差点がありまして、出口③に面する市道をうまく使いながら車両を捌くようにしてくれないかというご意見をいただいておりますので、混むときには、こちらのほうにも整理員を配置して柔軟に対応していこうと考えております。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：根本的に、出入口が少ないというイメージは言われませんか、警察から。

○設置者：一面に出入口を1つしかつけちゃいけないというご指導もあります。

○設置者：一道路に対して、一カ所しかつくってはいけないというご指導がありました。ですので、私どもとしましても、入口②と書いてある道路に本当は2カ所の出入口を設けたかったんですけども、所轄さんのほうで、あくまでも出入口は公道に対して1カ所しかだめですよというご指導がありましたので、それが一つのポイントになっております。

もう一つは、計画上ではB棟のドラッグのスペースですけども、これがまだ開店していないということで同時オープンできないものですから、ここは駐車場として少し広めに使えるという対策も一つの考え方として入れさせていただけたらと思っております。

ですので、まずはスーパーだけの開店ということでスタートさせていただこうと考えております。そういった二段構えの対策で、少しは車のスペースを広げるということで緩和できるんじゃないかと思っております。

○会長：よろしいでしょうか。

ほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員：今のお話で、ある程度広域的に誘導員さんを置くという話の中にも入っているのかもしれませんが、見ていて気になったのは、出入り口①、②そのものというよりは、図面で言いますと、右側に幹線道路がありますね。浮気町の交差点からつながっている道路があって、その幹線道路と市道守山駅東口3号線との交差点は、信号のない交差点になっていますけども、例えば①の出入口に車が集中すると、この信号のない交差点で

右・左折する車がかなり増えて、ここの幹線道路は多分かなり交通量が多いと思いますので、そこが渋滞なり事故なり起きやすくなるのかなと。

あるいは、もう一つ上側の浮気9号線との交差点、ちょっと変形の交差点がありますけども、ここあたりもかなり右・左折の車が増えるのかなという気がするんです。出入口そのものの誘導とあわせて、こういった近くの交差点の誘導も少し考えていただけるといいのかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○設置者：おっしゃるとおりで、広域的にと申しましたのは、この交差点にほとんど整理員を配置します。この道路が変則な道路になっておりますので、オープン時の誘導については、集中的にマンパワーを使って安全対策をしていきたいと考えておりますので、その辺ひとつご理解をいただければと思います。

○会長：よろしいですか。

ほかに、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員：ここに、三角形の変わった土地がありますね、道路に挟まれた。これ、住宅ですよ。この周りは交通量が増えると思うんですけども、この三角のところに住んでいる方から何かご意見とか、ご要望はなかったんでしょうか。

○設置者：既にご説明も十分させていただいておりますけど、今のところ何も出ておりません。考え方としては横暴な言い方かもしれませんが、この三角形の敷地の周りがロータリーのような感じになってしまうこともあり得るかもしれませんが、かえって、そのほうが車の流しがいいということもあります。

当然、オープンときに車がとまってしまっただけで動かなくなるというのが最悪の状態でございますので、この住宅の方には今までもお話をさせていただいております。車をとにかく流すような形で対策をとらせていただくという考えでおりますので、よろしくお願ひします。

○会長：よろしいですか。

私のほうからも、質問させていただいてもよろしいでしょうか。

当初、発券機を設ける予定だったのを、駐車待ちによる車両の滞留が発生しないように発券機の設置をやめるという一つの英断をされているのかと思いますけれども、そもそも駐車場の発券機を設置する目的は、どういう目的だったんでしょうか。

○設置者：もともとここは住宅展示場があったということもありまして、以前その住宅展

示場の駐車場に車をとめる方がお見えになったというふうに聞いております。確かに、私どもが行ったときに住宅展示場のお客様なのか、そうじゃないお客さんなのかというのはちょっとわからなかったところもありまして、そういう部分での管理もされていなかった場所に車をとめる方が多かったということを知ったものですから。

もう一つは、守山の駅から約200メートルの距離ということもあって、車をとめるという形が多かったのかなと思います。

それで私ども、しばらくの間はここに整理員をつけて、出入口できちっと管理するつもりでおります。状況を見ながら、余りにも長時間とまっている車があり、あるいはお客様以外の車で、とまる時間が多い事例が発生するようであれば、それ以後の対策は考えさせていただくつもりでおります。

当初は、そういうこともあって発券機をつけようと思ったんですけども、そこまでやらなくても、しばらくの間、そういう形で私どものお客様のご利用を考えれば十分に対応できるのではないかとということです。東海エリアのほかの店でも——駅前のお店で発券機をつくってやっておるお店もございますけども——大きく混乱はしてない。駅前からこれだけ離れていれば、買い物目的以外でとめられるお客様はそれほど発生しないのではないかと、社内的にそういう結論に達しましたので、今回は設置をしないことにいたしました。

○会長：ありがとうございました。

万一、店舗利用者以外の駐車利用が増えて、あふれ出すというようなことになれば問題になると思いますので、そうならないように注意深く運営をお願いしたいと思います。

それから、今日欠席の委員から質問がありますので、お答えいただければと思います。

守山市からの提出意見が七、八項目あると思いますけれども、これについての対応状況について手短くお答えいただければと思います。

「守山市生活環境を保全する云々かんぬん」ですね。

○設置者：開発調整室のほうから、22年12月10日付で、開発行為審査結果についての守山市の要件を満たしてください。ということでご意見が出ておりますが、平成23年5月26日付で、守山開第122号について開発事業の同意を得ております。1回事前協議をさせていただいて、その後に申請を出させていただいております。その申請の中で、守山市のほうと開発事業の同意書ということで、同意をさせていただいております。

す。

○会長：すみません。ちょっと私もあれですが、「特定工場に関する届出を行うこと」とか「店舗の変更後も引き続き、守山市の生活環境を保全する条例をはじめとする云々」ということについて、おおむね対応されているのではないかと想像しますが。

○設置者：これ、環境政策課さんからのご意見だと思うんですけど、特定工場に該当する場合は、要は、騒音源は7. 5キロワット以上の機器とかの届出を下さいということだろうと思うんですけども、これについては設備屋さんのほうで届出をしておりますので、オーケーだろうと。

○会長：ですかね。

そのほかに、「ごみ減量化・リサイクルマニュアルを遵守し、分別および減量に努めること」とか、9点ほど挙げられていますけども、これもそれぞれ対応されていると考えてよろしいですか。

○設置者：はい、対応しております。

○会長：それだけを確認できればいいと思いますので。

○設置者：いただいた意見はほとんど全部、私のほうで対応させていただいています。

○会長：わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見、質問はありませんでしょうか。

そしたら、ほかに質問がないようですから、建物設置者の方にはご退席をいただきたいと思います。どうもお疲れさまです。ありがとうございました。

それでは、次に、ホームセンターコーナン草津店の建物設置者であるコーナン商事株式会社に入室いただきまして、説明をお願いしたいと思います。

(3) 「ホームセンターコーナン草津店」の変更届出について

○会長：本日はお疲れさまです。

ホームセンターコーナン草津店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

早速ですが、よろしくをお願いしたいと思います。

○設置者：では、説明させていただきます。

本日ご審議いただくのはホームセンターコーナン草津店でございまして、これは既存店舗でございます。2005年12月15日にオープンいたしまして、はや6年弱たっております。小売業を行っておりますのはコーナン商事株式会社と、株式会社ハズイ食料品店の2店舗で当初届出をいたしておりましたが、今現在は上新電機株式会社が加わりまして、3店舗で営業しております。

今回の変更内容ですが、新しく建物を1つ増床いたしまして、約3,000平方メートルの売り場を増築しようと考えております。

それに対しまして、当初990台の届出をさせていただいておりました駐車場でございますが、今現在の利用状況が年間の最大日でも697台とかなり余裕のある状態でございます。その中で、今回新たに増床するのは、PRO館と申しまして職人さんに対しての店舗を計画しております。それに対する必要台数は、86台を加えました783台、それに対しまして、788台を変更後の収容台数として計画しております。

駐車場につきましては、敷地内で十分間に合うと考えておりますが、敷地外に臨時駐車場を設置する計画もございまして、それに伴いまして、荷捌き施設、廃棄物等保管施設も、それぞれ増やすことになっております。

営業時間につきましては、基本的には今現在営業しております3店舗につきましては変わりません。新しく設置するコーナン商事のPRO館につきましては、午前6時15分からということで45分の時間前倒しということで計画しております。

駐車場につきましては、当初6時半からということでしたが、30分延長しまして、午前6時から利用できます。夜につきましては、以前と変わらない計画でございます。

荷捌き施設につきましては、今現在、朝4時からというところもございまして、それは変わらず、新たに追加するところにつきましては、お昼の時間帯、6時から21時の利用ということになっております。

次に交通に関して、先ほどざくっと説明させていただきましたが、現在の必要駐車台数ということで、年間のレジ通過人数によってどこに山が来るかというのをまずは机上で調査しまして、その後、実際に年末にピークが来るという状況から、実測という形で昨年の12月26日の日曜日、29日と30日の3日間で調査しまして、その中で12月29日に最大収容台数が計測できましたので、それが最大台数だと考えております。

そして、先ほど申しましたPRO館の必要台数の算定につきましては、既存類似店と

しまして東大飯店、それから名古屋市にございます熱田四番町店を比較いたしまして、どちらか条件の厳しいほうという比較をしました。その中で、東大飯店が最も厳しい数字が出ましたので、それをもとに増築分の必要台数86台を算出いたしております。

交通について特筆すべきは、先ほども申しました十分足りるとは考えておりますが、万が一足りないときには、警察さんのご指導もありましたので、臨時駐車場を開放できるよう配慮いたしました。

次に騒音についての配慮としましては、新築の部分については周辺に民家等が隣接していない状態でございますので、新設の建物については大きな影響はないかと考えております。ただ、既存店舗が早朝にする荷捌きがございまして、それについては周辺の戸建て住宅に影響を及ぼさないように、建物から最も離れたところを利用して、出入口についても、そこへの影響がないように配慮して運営しております。

以上、簡単ではございますが。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質問をお願いしたいと思います。質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○委員：ピークのときに測られたら、697台あったわけですね。これはコーナンさんだけの台数ですか。

○設置者：計測方法を申し上げます。駐車場全部の実測調査をいたしましたので、ハズイ、そして上新電機、3店舗すべて合わせた数でございます。

○委員：それが、ピークのときに697台と。

○設置者：はい。滞留台数が697台あったという調査結果でございます。

○委員：そうですか、少ないですね。

○会長：それに関連して、一応確認のために申し上げておきたいと思いますが、今回駐車場を減らすというわけですが、指針で決められている駐車台数は要らないというのが実績値から出てきているわけですね。その比率を計算すると0.704ですね。指針で決められている駐車台数の7割くらいあれば十分だというのが現状ですね。

それに対して、6ページの計算に対応するのですが、PRO館の場合は、必要駐車台数の48%、0.48で足りるよという係数が出てきているわけですね。

今回、PRO館の比率をそのまま当てはめて783台というのを出しているんですが、もしかすると、現状の比率である0.704のほうを当てはめたほうがいいかもしれないわけですよ。これはどちらがいいか想像が付きません、実際ふたをあけてみないと。

このPRO館の例に出している2つの店舗は、PRO館だけの独立店舗ですね。ほかの施設はありませんよね。そういう場合の比率と、今回のように複合的に集まってきた場合では、やはり比率が変わる可能性がありますね。だから、今回は安全側で考えて、0.704のほうを使うべきだろうと。現状の修正係数的なものを使うほうが良いと。

私が計算すると、783台ではなくて、823台必要になるんですね。そうすると、今の駐車場ではあふれてしまうということになります。

そうであっても、北側にある臨時駐車場を使えば大丈夫ではあると思いますけども、臨時駐車場に車を誘導する方策をきちんと考えて、その入退店なんかをきちんと考えておく必要があると思います。その辺をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○設置者：まず、783台と敷地内で提示しておるんですが、今現在、この届出の中で駐車場を外売場にして、小さなプレハブの倉庫とか、そういったものを展示している部分がございます。そういったものとか、資材であります。

今回つくりますのは、そもそも資材館として、どちらかといいますと建築のプロの方がご利用いただけるような商品の品ぞろえになっております。ですので、かなり購入していただけるお客様には、偏りといいますか、一般のお客様向けでないものが多数ございます。

一般のお客様向けは、コーナンの今までの店舗のほうでお買い求めいただくほうがずっと便利ですので、そういったすみ分けみたいな形になってくるかと思えます。

それとはまた違いまして、先ほどご質問ございました70%以上のとり方がいいのではないかと、823台というお示しがいただけたと思うんですが、40台ぐらいだと思います。

それにつきまして、今回お客様用駐車場以外で外売場にしておった部分とか、それと、お客様用駐車場以外で業務用としてどないでも使えるような駐車マスが59台分、従業員用を除きまして59台マスとして敷地内でとれるようになっております。

もし7割ぐらい必要ということで、823台確保できるのかということでありましたら、敷地内でもその台数が確保できるような計画にはなっております。

○会長：その辺、いろんなことが起き得ると思いますので、しっかりした対応ができるようをお願いできればと思います。

○設置者：それとは別に、敷地外にまだ臨時駐車場のスペースも設けさせていただいているという状態でございます。

○会長：はい、わかりました。

そしたら、私のほうから質問して申しわけないですが、騒音について、きょう欠席の委員のほうから意見が出ています。

予測計算では建物による反射の影響が考慮されておらず、現状でも荷捌きに伴う騒音が住居地域においても規制基準を上回っている可能性が高い。それから、深夜・早朝の荷捌き音に関して住民から意見は提示されていないが、荷捌き施設及び通路周辺住民と一度話し合いの機会を持つことが望まれるというようなご意見が出ています。

それに関連して、既に店舗が営業しているわけですが、騒音の実績値も測ることができるわけですが、もちろん店舗面積はまだ小さい状況ではありますけども、現状で騒音測定はされていますか。

○設置者：騒音の件についてお答えします。

まず、この予測に当たって採用した原単位につきましては、実際にお店で測定しておりますので、例えば壁面とか床面等の反射についても、その測定時点で考慮した値で予測させていただいていると思います。

住民さんとの話し合いについても継続してやっておりますので、おっしゃった現状の環境、その他は測定しておりませんが、実際のところの騒音発生をとらえた上で予測して、基準をクリアできると考えております。

○会長：実際の計測はしたんですか、していないんですか。

○設置者：計測自体は、実際にお店のほうで発生源の調査はしております。

○会長：発生源の調査はしている。だけど、発生源じゃなくて、受音点というんですか、そこにおける計測はしていますか。

○設置者：そちらのほうは、予測ということで対応させてもらっています。

○会長：委員の意見ですと、この計算では反射の影響が考慮されていないので、実際にはもう数デシベル大きい値になるはずだということを言っているんです。現状でも、規制基準を超えているんじゃないかとおっしゃっているんですが、これについては現状でも

計測することは可能だと思うので、至急に測定して、基準を超えていないかどうか確認するべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○設置者：反射の影響を考慮していないとおっしゃったのは、恐らくその騒音の計算の中において原単位に反射の影響がプラスされていないということだと思うんですけども、実際に現場で測っておりますので、発生源としては実際に反射の影響が入った音で予測の原単位にしていますので、そこについては問題ないかと考えております。

その受音点側での実際の音については、予測値ということで示させていただいているだけで、今、測定すると、すぐお答えはできないですが、必要であれば、当然測定させてもらいます：

○会長：そうですね。既に建物も騒音源もあるから、現状での予測計算と結果を確認することができるわけですね。ですから、そこら辺の確認をした上で、新たに増床した場合の予測をするほうが、より確実な予測かなと思いますので、念のため、その辺は確認していただければと思います。

よろしいですか。

○設置者：おっしゃる内容は理解しました。ただ、立地法の手引等でいきますと、現況の把握までは余り求められておりませんので、我々として、この予測でさせていただいたということですので、それだけご理解いただければと思います。

○会長：住民の方と話し合い等される場合も、数字を測ったほうが、よりきちんとした話し合いもできると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、ご意見とかありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：コーナンさんは7時とか、新しいほうは6時15分とか、このくらい早い時間から、ほかの店舗で結構オープンされているんですか。

○設置者：7時営業というのは、PRO館につきまして営業しております。従来のホームセンターといわれる部分に関しては、9時ないし9時半からの営業という形です。

先ほどの駐車台数の問題にも少し絡んでいるんですけども、実はお客様の一番ボリュームが上がるとこ、例えばスーパーさんでしたらお昼前後であったり、夕方の安売りの時間帯であったり、主婦の方がお買い物に行かれる時間帯と同じように、今回計画しているPROセンターは職人さん向け中心のお店、いわゆる仕事に行かれる前にお店で材

料を調達していただいて、現場で作業するためのお店という解釈をしていただければ。

仕事に行く前ですから、6時半であったり7時であったり、あるいは9時ぐらいまでに現地到着という計画の中で、そこがお客様としては一番多い時間帯になるのかなという解釈で、7時からの営業をさせていただいております。

ただ、ホームセンターに関しては、従来どおり9時の営業で進めております。

○委員：営業時間を拝見すると、コーナン、ジョーシン、ハズイも7時から。

○設置者：すみません。営業は7時からです。ほかのPROセンターで6時半というところがございまして、草津の計画につきましては7時からの営業です。

○委員：一般に、ジョーシンさんにしても、コーナンホームセンターにしても、イメージ的には9時半とか10時ぐらいが多いような気がしたので、ここが例外的に早いのか、それとも最近の立地は全部早いのか、そのあたりを参考までに。

○設置者：コーナン商事が運営しておりますホームセンターと、PROセンターと2種類ございます。ホームセンターというのは、先ほど申されましたように9時前後のオープンが多いんですが、今回増床いたしますもの、それと、もともとコーナンのここ自体がPRO館も視野に入れた営業展開をしようというお店だったので、朝7時からという届出を、当初しておりました。

新たに設置しますものは、完全にPRO館です。そして、職人さんから、8時には現場に着いて仕事を始めたいので、6時ぐらいから営業を開始してほしいというご要望に沿って、約1時間、すべてのPRO館を前倒して営業開始をしようという動きがございます。ですので、新たに設置するものについては、今回のように6時15分というものになってきております。

○委員：じゃ、コーナン、ジョーシン、ハズイも、それに引っ張られて早くなったという感じですか。

○設置者：そうですね。ただ、コーナン、ジョーシン、ハズイは従来どおり、今も9時から9時半の営業開始になっておりますので、早めるという動きができるかどうかはまだ確定ではないのですが、7時からの営業時間に届出はさせていただきました。

○委員：つまり、駐車場の変更だけではなくて、営業時間も変更になった。ですから、駐車場のほうも6時半からというふうに、そこも変わっているということですね。

○設置者：駐車場につきましては、当初の届出では6時半から利用可能にしておりました。

それを6時から利用可能ということで、30分早めております。今回、変更したのは30分早めただけです。当初の届出で既にコーナン、ジョーシン、ハズイの店舗は7時から営業開始という届出。

○委員：そういう届出になっていて、実際には9時か9時半から営業すると。

○設置者：そうです。ただ、コーナン、ジョーシン、ハズイは、営業時間の変更はしませんでした。新規店舗の部分だけつけ加えたという形です。

○委員：わかりました。

○会長：それにしても、現状では9時からなので、店は7時から営業し始めたとして、駐車場も6時くらいから利用できるとなると、これまでとは異なった状況になるわけで、これまで、そう苦情がなかったものも、苦情が出てくる可能性がありますね。

ですから、荷捌きでしたら、お店のほうから業者さんのほうに静かにするようにと、まだ指導がしやすいと思いますけども、一般のお客さんだと静かにやれとかいうことは、なかなか指導しにくいですわね。特に建築資材なんかですと、トラックなんかに積み込むときに大きな音がすることはあります。

基準上、6時から朝ということですが、実際には寝ている方がたくさんいる時間帯ですので、なおさらいろんな問題が起きやすいと思いますので、開店した場合に、周辺住民のご意見をきちんと聴くようにお願いできればと思います。

という感じでよろしいですか。

ほかに、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○委員：このお店、私は週に1回ぐらい行っているんですけども、いつも気になるのは車いすの駐車スペースなんです。この場で話していることかどうかわからないけども、車いすのスペースになっているところ、現状で11台と書いてありますが、この駐車スペースには、とめるところに何も表示ないですね。

ただ、看板が駐車場のところに立っているだけですが、その看板もこの間木曜日に行って数えたら、3つしかなかったです。つまり、3台分しか駐車スペースがなかったです。前は、車いすの看板がもっとたくさんあったと思います。それがだんだん少なくなって、この間は3台でした。

いつも思うんですが、あそこの車いすのスペースが空いていたのをほとんど見かけません。いつでも車がとまっていますし、見ているとどうも適正でない方がとめている。

適正でない方がとめやすいのかなと思うんですけども、まずそこから埋まっていくような状態ですので、私、車いすに乗っている知人が何人かいるんですが、店を選ぶときに、「あそこはいつも車いすのスペースが詰まっているから、行かへん」というのは結構聞く言葉です。

せっかくここに11台とか、少し減るようですが、6台になるんですか。全体の台数からしたら少ないように思いますし、コーナンさんの入口は反対側にもありますよね。その辺にもう少し車いすのスペースを設けるとか、ここは車いすの駐車スペースであるということが、もう少しわかるような表示とかされたほうがいいのではないかなと思うんです。

それと、一般の方はそこにとめないでくださいと、もう少し注意喚起があってもいいのではないかといつも感じながら、車をとめているのですけれども、いかがでしょうか。

○設置者：おっしゃるとおりでございます。確かに正面入口のところに6台の表示があるんですけど、看板の案内でしかなかったと。車いすの方、ハンディキャップの方優先というところで、今ご指摘いただいたとおりです。これはすぐ確認をして、見直しをさせていただきたいと。

また、入口付近にハンディキャップの方がとめやすいというか、徐行しやすい状況というのが最低限どこの商業施設でもあることですから、逆にそういった部分が多いところでしたら、指定台数とはまた別に駐車枠を設けて、そういう配慮も必要かと思っておりますので、すぐ実施したいと思っております。

○会長：この審議会は県のホームページで議事録が公開されますので、ぜひきちんと対応のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

はい、どうぞ。

○委員：交通誘導の件で少しお聴きしたいのですが、出入口③は、左折入庫、左折出庫という形をとられていますけれども、こちらは中央分離帯のない道路ですので、資料では看板等でそういった誘導をするというふうに書かれていると思うんですが、僕は時々このあたりを通るんですけども、たまに右折で入庫しようという車がいるというのを見かけることがあります。

こういった左折入庫、左折出庫というのを徹底するために、看板とともに誘導員さんを置くとか、そういったことを何かお考えになっているかどうかということをお聴きでき

ればと思います。

あと、同じように出入口①も、住宅地のほうに行かないように県道草津守山線側のほうから出入りするというふうになっていますが、こちら看板だけだと、このエリアの右側のほうに行ってしまう車もいると思いますので、そのあたりの誘導等をどうされるのかというのをお聴きできればと思います。

あと、出入口②のところは中央分離帯のある道路ですので、左折入庫、左折出庫しかできないということになっていると思うんですが、時々ここを利用させていただいて思うのが、出入口②を入れてすぐのところに、店舗内なんですけど、十字路の交差点になっていまして、そこを過ぎると屋上の駐車場のほうに行く交差点があってという形で、この2カ所の交差点が結構運転して怖いことがあります。

今回の話ですと、平面駐車場を減らして、その分を屋上の駐車場のほうに持っていくことになると思うので、屋上の駐車場を利用される方が増えると思います。そのあたり駐車場内での誘導の動線なんかも少し考えていただく必要があるかと思うんですが、そのあたりも何かお考えかどうか、お聴きできればと思います。

○設置者：今、入口のところというのは、南側の入口ですよ、最初に。ここは右折入場がよく見受けられると。たしかこの中央線と別にゼブラゾーンがこのところにございまして、そこへよく車が乗っけやすいというところなんですけど、中央分離帯あるいはポストコーンがないものですから右折しやすい状態、待機しやすい状態になっているところから、右折入場が発生しているというのが、この原因なのかなと。

表示看板について、たしか今は外れているのではないかという解釈をちょっと、以前から見ていたんですけど、実は私もよく通るものですから、今日来るときにもう一度確認してきて、この入口のところの南側のフェンスがいがんでいて、それで看板がないという状態が確かあったと思うんです。

例えば、1800の900ぐらいのサイズの大型看板で、ドライバーのモラルといいますか、そういったところをご案内してみて、その内容によっては対策を今後考えていかないといかんというところで、まず検討してみたいというのが入口の関係。

西側の入口につきましては、中央分離帯ができましたものですから、ここは矢印どおり進んでいるのかというふうに思います。また、その西側から入ってこられたスロープに上がる交差点のところをおっしゃっていると思うんですけども、どちら方向に進んで

いいのかわからないと。スロープから下りてくる車、また上られる車、北側から入場された車と南側から入ってきた車が非常に混雑するところで、交通整理員が必要なぐらい、ドライバーの目線からしてもそうですが、実は歩行者、自転車からの苦情も今回ちょうどいしております。

その中の対処といたしましても、今回、駐車場の枠の見直しを、「外売場」と書いているところに駐車枠を設けるとか、また書き込めていない駐車枠を今回追加で書こうかと思っています。同時に、横断歩道も確かに場内にはあるんですが、安全配慮のために何とかならんのかという地元の自治会様との会合も持ちまして、その中で要望を承っております。

そこで、もう一回設計のほうと検討していきたいと申し上げておりますので、そのところの交通整理をうまくかわせるような方法を考えていきたい。確かに平面の駐車場が減った分、2階建てスロープの駐車場の稼働率が上がるとおっしゃったことから、このあたりは検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長：はい。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員：先ほどの障害者用の駐車スペースのことですけれども、提案としては駐車スペースのところ簡単な看板とかをつけたらいいと思うんですよ。どういう内容かという、ここはそのためのスペースではなくて、あそこにとめられるものは、これは警察に確認してほしいんですけれども、2つあると思うんです。

1つは、ドアのほうにある福祉車両みたいなもの、そういう車両と、もう一個は、普通の車であっても、前面のところに警察から許可証をもらったもの、2つしかないと思うんです。そのどちらかが、ここにとめられるということを書いておけば、多少ずうずうしい人でも、とめないんじゃないかということです。

特に普通の車の前面にその種の許可証を置けば、そうなるということは多分知らないと思いますよ。どちらかがないとだめですと書いておけば、近いからとめようという人は遠慮するんじゃないかなと思うんです。その表現等は警察と相談したらいいと思うんです。

例えば1カ月ぐらい見回って、ほかの方がとめておられたら、ワイパーのところ紙を入れておいたら減ると思いますよ。お客さんのことなので余り強くは言えないでしょ

うけども、その種の看板的なものと、その種のワイパーのところに挟むとか、次回から遠慮くださいとやったら、かなり減るんじゃないかなと思います。

○設置者：今のご意見のとおり、看板をそろえるということが大前提にして、ドライバーのモラルといえば、それで終わってしまうので、できれば健常者のドライバーが辱められるというか、そこへとめると恥ずかしいと思うぐらいの内容を掲示すると、比較的とまらない場合も別の店の成功事例としてあります。

看板の大きさを今の倍以上にするとか、周辺の方はやっぱり見ておられますので、そういう意識的なところから、今おっしゃったワイパーに紙を挟んでおくとか、できることは速やかに実験的にやってみたいと思います。不足している看板を取りつけるとか、まず最低限のところから始めてみたいと思います。参考にさせてください。ありがとうございます。

○会長：ぜひよろしく願いいたします。

ほかにご意見。はい、どうぞ。

○委員：先ほど会長のほうから提案があった駐車を少し増やしたらどうかという、計数を40%で見るとはならず、7割ぐらいで見たほうがいいよということですけども、その件について、駐車場はほかにも確保できるとかおっしゃっていたんですけども、そういう対応をしていただきたいと思います。

○会長：はい。

ほかになれば、時間も大分来ているので、これで終わりにしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

それでは、建物設置者の方にはご退席いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

審議

○会長：まず、(仮称)パロー栗東店の届出内容について、ご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。それに先立って、ご欠席の委員からのご意見をご紹介します。

パロー栗東店について、早朝6時から荷捌きにより60デシベルを超える音が住居地点で予測されている。このままでは毎朝荷捌きで覚醒することになる可能性があり、環

境性睡眠障害や、それに起因する各種ストレス疾患が生じる可能性がある。荷捌き時間をより遅くする防音壁などを設置する、防音サッシに交換するなどの対策を講じる必要があると考えられ、地点Dの住民と十分な話し合いを行う必要がある。

というふうに、委員からはご意見をいただいています。

今のご意見も含めて、ご審議いただければと思います。

いかがでしょうか。保育園が隣接していますので、保育園の運営、園児の安全確保といったことについて、きちんと対応策を求めるということが、ご意見として多かったかなと思います。

いかがでしょうか。

○委員：保育園の方と話し合っている内容、継続して話しされているということでしたので、それがクリアできれば、それでいいんじゃないですか。

ちょっと、その内容まで聴けませんでしたよね。

○会長：ですね。いかがですか。

パロー栗東店については、運営開始後も、引き続き、保育園も含めて地域住民との適切な協議の場を設けて、対応してほしいといったような趣旨のことを、意見ではなくて、付帯意見としてつけるといったことで、よろしいでしょうか。

保育園のお昼寝の時間等、そういったものに騒音が出ているとか、出ていないとか、そういったこともきちんと対応するといったことも含めてやると。

○委員：それから、今の委員のご意見を、これ、住宅ですよ。そのことも含めて、協議を継続していくということでもいいのですね。

○会長：そうですね。住宅からいろんな騒音についての苦情があったら、必要な騒音対策を打つことを検討するために、そういう協議の場を設けておくということですね。

はい。文言は過去の付帯意見の書き方に沿って修文すると思いますが、内容的にはそういうことでよろしいでしょうか。

では、それでいきたいと思います。

次に、パロー守山店ですけれども、こちらについても委員から、早朝の荷捌きがやはり6時から行われるということで、地点Bの住居において住民の方が困られるのではないかといった意見が出ています。これも同様に対策、話し合いの場を設けるということかなと思います。

ここも、朝の荷捌きのための作業と、搬入車の走行に関する騒音防止に注意をすることと、もし苦情等があった場合には、誠意を持って対応、協議するといったことが中心ではないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員：意見というより確認ですけども、6時という時間が昼間と夜間の境ですよ。6時から荷捌きを始めるという、6時という時間はどっちかということなんです。恐らく荷捌きが6時から始まるとなると、実際には6時より前からばたばた走るんじゃないかなと思うわけです。ですから、6時の時点というのが、理屈の上ではどちらになるのかなと、事務的な解釈としてはどうなのでしょう。

○会長：6時ちょうどの時刻のことをおっしゃっているんですか。

○委員：ですから、この人は配送便の関係で時間がどうのこうと言っていました。荷捌きは商品が着いてからやるわけでしょう。その辺、何時に来るかわからないですね。

○委員：おっしゃるように6時となっていたら、実際には6時ちょっと前からばたばた始めるんじゃないかなという気はしないわけではない。

○会長：ただ、6時前であれば違う基準を当てはめるわけですので、実際そういう騒音が起これば、また対応をお願いするということになると思いますね。

○委員：荷捌き6時から22時という、これは騒音の基準で言うと、昼間のほうに該当するという解釈になるわけですか。

○会長：その6時ぴったりで、どっちに入るかどうかよく知りませんが、6時までは夜間の基準ですので、そこまではきちんと守るというのは基本だと思いますが、その基本を守らないのであれば、それはきちんと対応を求めるというふうにせざるを得ないと思います。

これまでも、基準上は6時からが昼間というふうになってはいますが、寝ている人がたくさんいるので、できるだけ7時ぐらいから実質は始めるようにという指導をお願いしていたんです。

ですので、早朝6時過ぎの時間帯は、できるだけ荷捌き等の作業は控えていただくようお願いをすると、付帯意見としては、そのレベルのことを書くぐらいしかないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○委員：騒音以外の件でも、いいですか。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：先ほどの議論の中にもありましたが、こちらは周辺の交通に与える影響も結構あると思いますので、先ほど誘導員等置くという話もありましたけども、周辺の交差点等も含めて交通の渋滞等、あるいは安全性等の確保を維持していただくというあたりも、つけていってはどうかというふうに思います。

○会長：はい、わかりました。いかがでしょうか。

そういたしましたら、駐車待ちによる車両の滞留が発生しないよう適切に、例えば誘導看板とか、交通整理員、そういったものを設置されたいということで、付帯意見を付けるということでいかがでしょうか。

はい。そういたしましたら、騒音に関する事と、交通整理等に関する事、2点を付帯意見としてつけるということで、パロー守山店については取りまとめるということで、いかがでしょうか。

はい。そしたら、そういうふうにしたいと思います。

続きまして、ホームセンターコーナン草津店、こちらについていかがでしょうか。

これについては、委員のほうから、先ほどちょっと紹介しましたけれども、予測計算では、建物による反射の影響が考慮されておらず、現状でも荷捌きに伴う騒音が住居地域において規制基準を上回っている可能性が高い。深夜、早朝の荷捌き音に関して住民からの意見は提出されていないが、荷捌き施設及び通路周辺住民と一度話し合いの機会を持つことが望まれる。というご意見です。

それから、別の欠席委員からは、C地点については搬入作業に伴う騒音レベルは基準値を上回っており、民家に対する配慮が求められる。

ということで、この件については、そもそも指針で求める駐車台数を下回るような計画が出ているということ、それから騒音値の計算自身がちょっと心配な計算をされているし、既に予測でもオーバーしているところがあると。非常に心配される点ですね。あるいは、交通容量比の点でも、0.9を超えているというようなところもあるということで、交通の面でも非常に心配になります。

先ほど私のほうで駐車台数の計算は、別の計算もあり得るということを紹介しましたけれども、それに基づいた計算をすると、交通容量比よりも0.9をさらに超えていく

ということになりますので、より心配ではあるというわけです。

いかがでしょうか。夜間における規制基準値は3地点において超過している。県のほうからの説明でもあったように、超過しています。ただし、計測点を保全対象である住居側の部分に移すと、そこでは一応満足しているということですし、住民からの苦情等も今のところ発生はしていないと。

ただ、委員からもご指摘のあるように、計算の方法が間違っているんじゃないかということもあります。一方で、事業者側のほうは現況の計測もしてみるというふうに言ったと思いますので、その辺の対応を見守りたいというところもあるかもしれません。

駐車場については、いろいろと心配されます。立体駐車場のほうに、これまで以上に車が集中するとか、オペレーションがうまくいくとか、それから身障者の、正直、何年か前の看板がなくなったものが放置されていたり、店舗の運営の点でもきちんとされていないような心配される印象もあります。

ということで、いかがいたしましょうか。勝手にまとめているみたいで申しわけないですが。

はい、どうぞ。

○委員：駐車台数のところは、やっぱり基本的なところですね。法律上はその指針に基づくものであっても、それから基づかなくて、実績というか、類似事例のほうであっても、どちらでもいいというふうになっているんですか。

それで、申請者のほうは、その実績に基づいてやっているから、これでいけると、そういうことでしたか。

○会長：指針の計算例に従ってもいいし、実績値があるのであれば、そういったもので計算をしてもいいというふうになっています。ただし、今回の場合、ちょっとその計算の仕方に実績値をもとにした計算の仕方にもしかしたら間違いがあるかもしれないということの心配がありましたので、そちらの計算も私のほうでしてみたんです。

その結果、少しオーバーすると。ただし、オーバーした分は臨時駐車場のほうで処理ができるという回答も得ていますので、そこは一定クリアしているかなと判断をします。また、交通容量比が0.9、本来は下回っているほうがいいのですけども、0.9をちょっと超えていることになっています。

ですが、台数的にはわずかなんで、1は絶対超えちゃいけないので、多少超えている

のは許容せざるを得ないかなと思います。

○委員：そうしますと、もう一回やり直す必要はないと思うんですけども、臨時駐車場にとめるのであれば、つまり、再計算という形になってくるのではないですか。

つまり、そういう計算の仕方が類似例に基づくものであっても、変だとか指摘があったとして、その場合は臨時にとめるということはわかるんですけども、そうであれば、臨時のところにとめることを想定したような形の計算をしたものを、あとで出してもらう形に、今までしていたわけではないんですか。

○会長：そういう対応を、県として今までやっていましたか。

○事務局：今まで、そこまでは求めていません。今みたいなケースであれば、もし今後駐車場があふれて臨時駐車場が常時使用されるような現象が発生すれば、付帯意見の中で、地域住民や、関係機関を交え、必要に応じて協議の場を持つとか、そうした対応を求めていると記憶しております。

○委員：もう1点、ちょっと気になるのは、今回は変更申請なんで、新規のときの申請上は営業時間が7時からということで出していたと。でも、実際には9時か9時半からやっているわけですね。そうすると、荷捌きの時間も、新規申請のときには、7時に対して6時ぐらいの形で出したと思うんですけども、実際に入ってくるのは6時よりもっと後だと思うんです。

それが今度、PROのほうは6時15分から開店するわけですから、荷捌きの4時というのは、実際にそうなると思うんですね。そうすると、周辺の人たちというのは、8時ぐらいに入ってくるのは今までであって、今度は4時ぐらいに入ってくるようになるだろうと思うんですよ。そのことを承知した上で、いろんなご意見がなかったのかどうか、というのはどうなんでしょうか。

つまり、今までの荷捌きが実際に何時だったのかは承知しておられますか。

本当は、さっき、この場で聴けばよかったんですけど。

○会長：ただ、私の単なる想像ですけども、食料品を扱うお店であれば、牛乳とか野菜物とか、そういったものを朝早くから搬入しなければなりません、コーナンはそういうものは扱っていませんから、別に朝一番にそろえておかなくてもいいだろうと思うんです。

前日からでも必要なものはそろえておくでしょうし、9時、10時からでも間に合う

だろうと思うので、それほど朝早い時間帯の荷捌きがそもそも必要な業態ではないような気はします。

○委員：勝手な想像ですけど、ただ、扱うものが大きくなるんじゃないかと思いますね。それから、食料品とかであれば人が持って運ぶとか、何か小型の機械で運べば済むかもしれないです。

どういものを置かれるのかわからないですけど、PROセンターということで、例えばかなり大型の資材とかも置かれるのであれば、搬入するのにも大きな機械を使ったりしないのかなと勝手に思っているだけですが、そういう意味で、少し音の質が変わってこないのかなというのは思ったことなんです。

○会長：いずれにしても、私が先ほど申したことも含めて想像の域を超えません。

○事務局：今、委員からご質問がありました、地元住民の皆さんに荷捌きの時間帯等、ご承知いただいているのかというお話でしたけれども、事前の地元説明会で説明されている資料につきましては、荷捌き施設の利用について4時からの利用が資料に盛り込まれております。

その場でも、そのような説明があった上で、地元の方からも、それに対する反応が、だれもなかったというような結果になっているということです。

○会長：車の搬入は6時からでも、その前から準備を始めるんじゃないかというご心配もあったわけで、その辺も想像の域を超えないので、地域住民の方との話し合いの場をきちんと設けて、そういったことについて苦情があれば、すぐ対応してもらおうといったことを明記するというので、まとめていくしかないのかなと思います。

それから、臨時駐車場の件ですけども、この計算では年末の二、三日くらいはピークがあるので、そこのところでも多分あふれるだろうという想定なんですね。実際に開店した場合、本当に倍になるかどうかというのは、やってみないとわからないところが実際あります。

私が想定したのも、大丈夫な方向、安全側で見たわけで、実際には0.48になるかもしれないです。それは、あくまでも開店してみないとわからない話なので、開店した後、状況を見ながら適切に協議の場を持って、必要な対応を打つということをお願いするしかないんじゃないかと思います。

そういうことも含めて、取りまとめ案としては、総合的な評価としての「意見なし」

ということにしまして、ただし、今回の届出における駐車台数の変更は指針の基準を下回る収容台数となるので、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には、指針の必要台数を考慮し、速やかに駐車場を確保されたいということをお願いする。

それから、開業後に騒音や交通渋滞等の問題が生じた場合には、建物設置者と地域住民との協議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関、道路管理者及び交通管理者と協議し、適切な対策を講じられたい。

一応そのくらいにしておいて、これ以外にも先ほどの質問のところで、実際に開業しているから騒音については実績を測ってほしいとか、そういったお願いについては議事録に残っていますので、その議事録に従って、事業者のほうは対応していただけるものだと考えて、そこまでは載せないということで、駐車台数の件と、騒音、交通渋滞に関する点、この2点を付帯意見としてまとめるということで、いかがでしょうか。

はい。よろしければ、そういった方向で行きたいと思います。

それでは、本日の案件については、先ほど申し上げた感じで、会長としてはまとめをさせていただきます。

確認のために、事務局から審議結果の報告をお願いして、いいですか。

○事務局：では、確認させていただきます。

まず、（仮称）パロー栗東店につきましては、意見はなし。ただし附帯意見としまして、早朝の荷捌きと、周辺に保育園がございますため交通対策、その2点について、もし問題が生じた場合には建物設置者と地域住民との協議の場を設け、適切な対策を講じられたい。

続きまして、（仮称）パロー守山店につきましては、こちらも栗東店と同じく、意見はなし。附帯意見といたしまして、騒音予測は数値基準を満たしているものの、荷捌き施設と既存住居が近接していることから、朝の搬入車走行、荷捌き作業においては騒音防止に注意し、また苦情があった場合は対応を協議されたい。もう1点としましては、駐車待ちによります車両の滞留が発生しないよう、適切に交通整理員または誘導看板を設置されたい。

続きまして、ホームセンターコーナン草津店に関しましては、意見はなし。ただし附帯意見として、今回の届出における駐車台数の変更は指針を下回る駐車台数になること

から、不足が想定される場合または生じた場合には、指針の必要台数を考慮し、速やかに確保されたい。もう1点は、騒音、交通に関しまして問題が生じた場合には、地域住民または関係機関と協議の場を持ち、適切な対策を講じられたい。

以上でよろしいでしょうか。

○会長：はい。細かい文言については確認、修正して、また皆さんにもメールで回したいということよろしいですね。

そしたら、ただいまの報告内容を修文した上で、滋賀県大規模小売店舗立地審議会規定第7条第1項に基づき、知事へ答申するというので、ご了承を願いたいと思います。答申案につきましては、先ほど申し上げたようにごらんいただけるようにしたいと思います。そういったことよろしいでしょうか。

それでは、事務局から報告事項があれば、お願いしたいと思います。

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続を経ない届出について

○事務局：以前に送付させていただいております、資料No.5をごらんください。

Friend Town 竜王、フタバヤ近江店、フタバヤ長浜店の変更届出について、ご報告させていただきます。

まず、Friend Town 竜王は、昨年の5月に新設届を行った店舗であり、隣接します竜王町公民館の改築にあたりまして、同公民館の利用者の利便性を向上したいという竜王町の意向を受け、公民館から店舗敷地内へ出入りできるように行った変更届出でございます。

具体的には、出入口が当初2カ所であったものを、公民館に近い出入口を新たに設置し、計3カ所に変更いたしました。また、店舗の運営としましては、新設出入口は基本的に公民館への出入口とし、また店舗への案内看板は設けず、積極的な誘導は行わないように計画をされております。

次に、フタバヤ近江店は、顧客のニーズに応えるため、閉店時刻を19時から20時に1時間延長される変更でありまして、騒音予測につきましては一部基準値を上回りますものの、その地点は事業所でありまして、住居が立地していないことから、店舗周辺

の生活環境に与える影響は軽微であると考えられます。

最後に、フタバヤ長浜店は、こちらもフタバヤ近江店と同じく、顧客のニーズに応えるため、閉店時刻を19時から20時へ1時間延長される変更でございます。騒音予測につきましては基準値を下回ることから、店舗周辺の生活環境に与える影響は軽微であると考えられます。

また、フタバヤ近江店・長浜店ともに、地元市町及び住民からの意見はございませんでしたので、審議省略して差し支えないものと考えております。

以上、報告させていただきます。

○会長：ありがとうございました。

ただいまの事務局の報告について、質問はございませんでしょうか。

○委員：ちょっと確認ですが、フタバヤ近江店と長浜店の騒音レベルの基準値ですけど、近江店のほうは工業地域で、長浜店のほうは準工業地域ですね。その中の基準値というのが、準工業地域のほうが高くなって、上の2つはよくわからない。逆じゃないですか。あるいは準工業地域のほうの値が高すぎるのか、その確認をお願いできませんか。

○会長：そうですね。準工のほうが住宅地も混じっていますから、より厳しくなければいけないはずですが、この辺、事務局のほうで確認して、また次回でも報告をお願いします。

○事務局：はい。確認させていただきます。

○会長：よろしいですか、ほかにご質問がなければ。

16時を超えてしまいましたけど、あと4、5分で終わると思いますので、もうしばらくおつき合ください。

続きまして、前回の審議会で会長預かりとなりました（仮称）東近江市青葉町商業施設の交通量調査につきまして、不備がありました時間帯の道路交通センサデータを調べました結果、問題はないというふうに判断しました。ということを改めて報告させていただきます。

もう少し詳しく言いますと、実際の交通量調査をした時間帯と、営業時間帯がずれていたんですね。朝方の交通量調査がされていなかったのも、その部分については、別のデータで補完しても大丈夫だという根拠を示してほしいということをお願いしました。

その結果、道路交通センサデータを、多分、交差点は同じ場所だったか近郊だった

か忘れましたが、その近いデータで24時間の交通量が測られていまして、朝の通勤時間帯も、9時からの交通量とそれほど大きな違いはないということで、交通容量比等も大丈夫だということが確認されました。

といったことを、皆さんにはメールでご案内していると思うんですが、ただ、公開の場でそのことを申し上げていなかったのも、きょうは公開の場になっていますので、そのことを報告し、議事録等に記録していただきたいということであえて申し上げました。

そしたら、事務局のほうで連絡事項、次回以降の開催日程等について、ご案内いただけますか。

○事務局：次回の開催につきましては、12月中旬から1月上旬の幅で日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

○会長：そうでしたら、今日の議案はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉会したいと思います。時間オーバーして申しわけありませんでした。

○事務局：本日は長時間にわたり、またご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。